

令和4年2月16日
新型コロナウイルス感染症
対策本部会議資料
市民部

まん延防止等重点措置期間における友好都市宿泊施設利用助成事業の取扱について

このことについて、令和4年1月1日より、友好都市11施設を対象とした市民宿泊助成を再開した後、1月21日（金）～令和4年2月13日（日）の期間、助成を休止してきたが、まん延防止等重点措置の延長に基づき、次のとおり助成の休止期間を延長する。

- 1 期間：令和4年2月14日（月）～令和4年3月6日（日）（まん延防止等措置期間）
- 2 内容：上記期間中の新規予約受付分、および宿泊への助成の休止

※3月7日以降の対応は、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえて検討する。

担当：多文化共生・交流課